

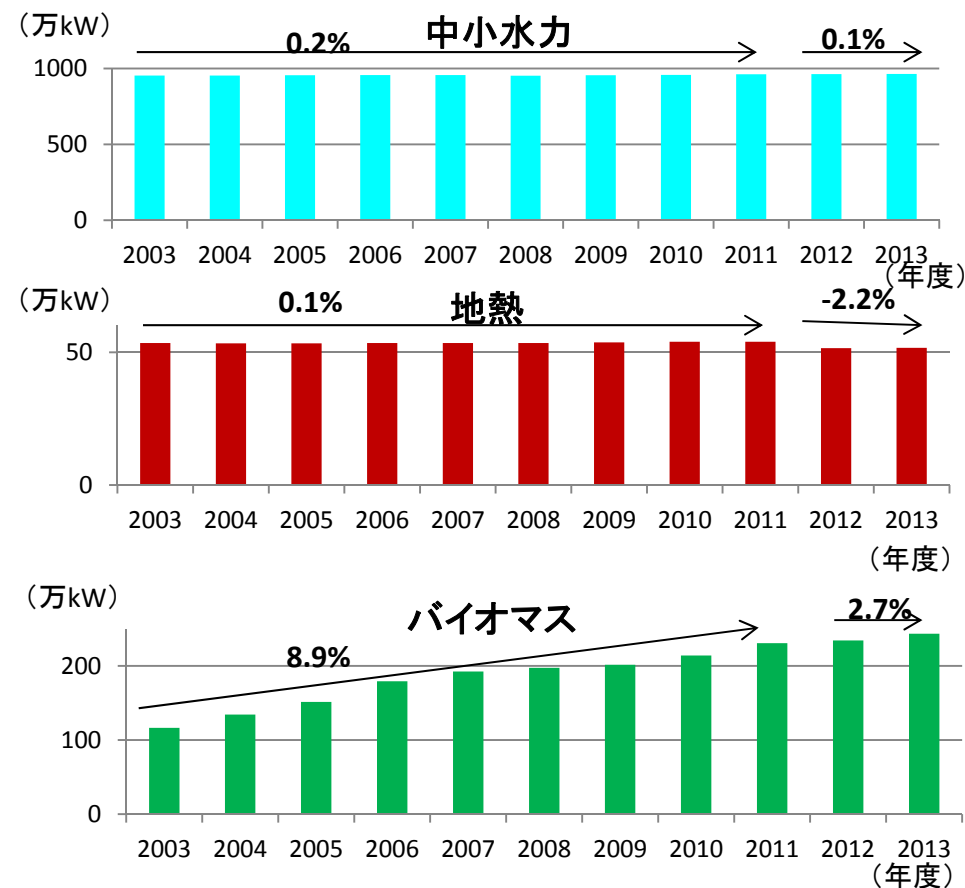
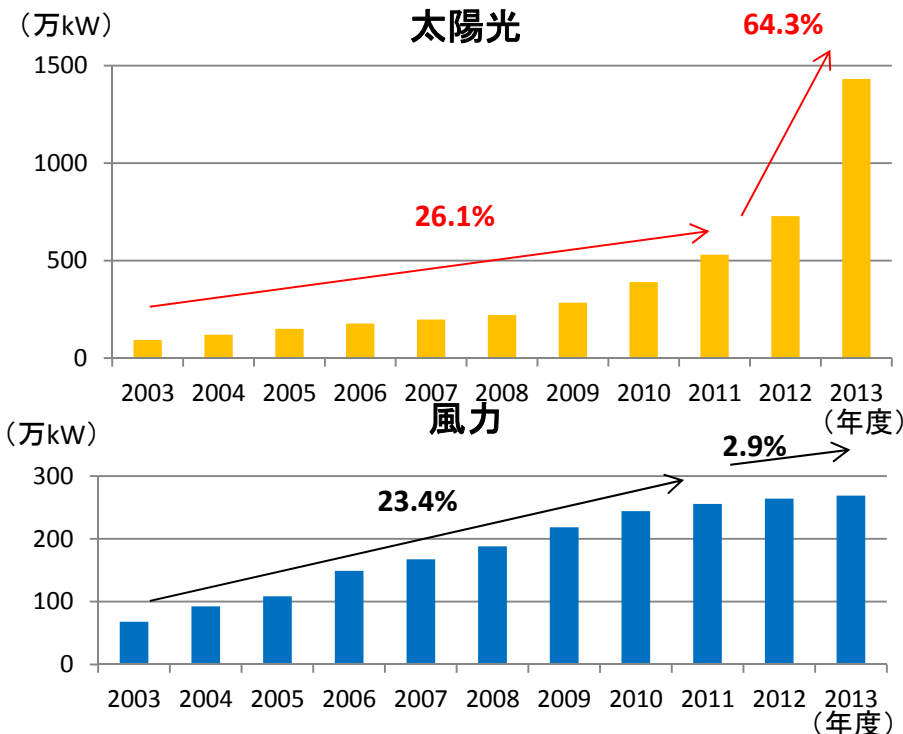
再生可能エネルギーの調達価格 に関する論点

調達価格の算定について

- 2012年7月の固定価格買取制度導入前と比較して、太陽光発電の導入量の伸び率は、26.1%から64.3%に加速。一方で、その他の電源については、導入が十分加速されていない。
- 調達価格の算定に当たっては、発電コスト、平均的な発電電力量を基礎として、適正な利潤、導入量等を勘案することとなっている。これまでは、制度開始直後であったため、導入量については、正面から考慮されていなかったが、今後は、導入量も考慮した価格算定のあり方についても検討するべきではないか。

【導入量の推移(万kW)】

※固定価格買取制度開始前(～2011)、
開始後(2012～)の年平均伸び率比較



調達価格の算定における利潤の考え方について

- 利潤配慮期間については、法律で「法律の施行の日から起算して3年間を限り、(中略)利潤に特に配慮する」ものとされており、H24年度の調達価格等算定委員会においては、「1～2%程度を上乗せ」してIRRを設定することとした(この措置は、法律の規定に基づき2015年6月末に終了。)
- 利潤のあり方については、調達価格等算定委員会で議論が行われることとなるが、ここでも、各電源の導入量の状況を踏まえることを検討。

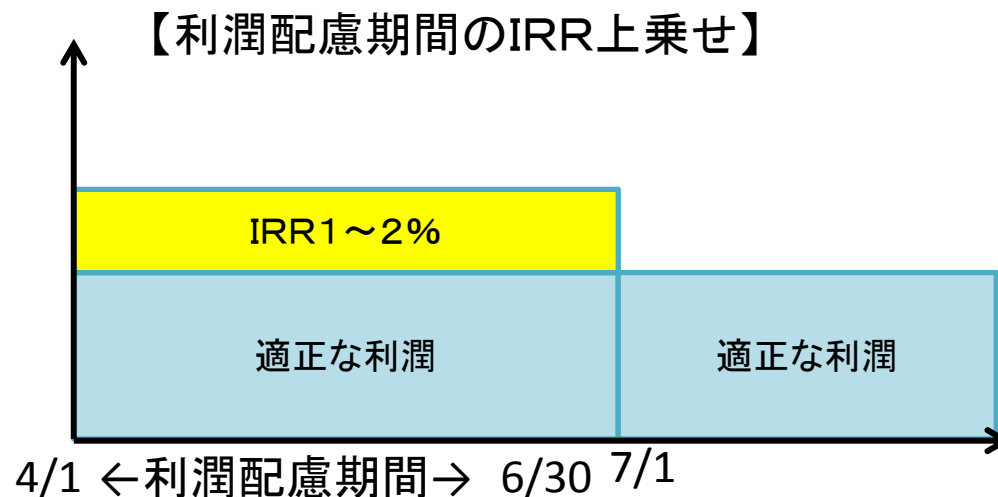
【電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(抄)】

附則第7条

経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して3年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

【平成24年度 調達価格等算定委員会意見】

施行後3年間は、例外的に、利潤に特に配慮する必要があることを加味し、これに更に1～2%程度を上乗せし、税引前7～8%を当初3年間のリスクが中程度の電源に対して設定するIRRとすることとした。無論、3年間経過後は、この上乗せ措置は、廃止されるものである。



(参考) 調達価格の算定について

- 買取価格は以下を基礎として算定する。
 - ①効率的に事業が実施された場合に通常要する費用
 - ②1キロワット時当たりの単価を算定するために必要な、1設備当たりの平均的な発電電力量の見込み
(「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」)
 - その際には以下の点を勘案する。
 - ③再生可能エネルギー電気の供給の量の状況
 - ④適正な利潤
 - ⑤これまでの事例における費用(「法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて電気を供給する者の供給に係る費用」)
 - ⑥その他事情
 - なお、以上の算定プロセスにおいては、以下の点への配慮を行う。
 - ⑦施行後3年間は利潤に特に配慮
 - ⑧賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないこと
- (※) 法律上、再生可能エネルギーの導入目標や導入見込量に基づいて買取価格を定めることとはされていない。

【電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（抄）】

第3条第2項

調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、（中略）再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（中略）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

第3条第4項

経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、第16条の賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。

附則第7条

経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して3年間の限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。